

# 支部ニュース

2020年4月 No.557

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●第48回支部総会の概要	中川勝之	1
●八王子市長選の経験をふまえ、憲法擁護の闘いへの決意と意気込み	白神優理子	5
●砂川闘争65周年のつどいが開催されます	森田めぐみ	7
●退任・就任の挨拶		
※退任のご挨拶	野澤裕昭	8
※退任のご挨拶	大住広太	8
※支部長就任のごあいさつ	黒岩哲彦	9
※幹事長就任のあいさつ	金 竜介	10
※事務局次長就任のあいさつ	高橋 寛	11
●新人紹介	藤田圭介	12
●新型コロナウイルス関連の相談に関するアンケート		
& 4. 6 無料ホットラインにご協力を!	高橋 寛	13
●4月23日上野地域幹事会にご参加下さい	金 竜介	14
●新型コロナウイルス対策の抜本的強化を求めるとともに「緊急事態宣言」に反対する声明		15
●3月幹事会議事録		16

# 第48回支部総会の概要

事務局長 中川 勝之

- 1 自由法曹団東京支部第48回定期大会は、2020年2月21日（金）から同月22日（土）まで、静岡県熱海市のKKRホテル熱海において行われた。参加者は合計58名（うち団員外6名）であり、例年並みであった。
- 2 議長団として、大住広太団員（東京南部法律事務所・事務局次長）及び高橋寛団員（旬報法律事務所）が選出された後、小部正治支部長から開会の挨拶があった。  
続いて、以下の来賓の挨拶があった。
  - ① 自由法曹団 吉田健一団長
  - ② 東京地方労働組合評議会 井澤智事務局長
  - ③ 国民救援会東京都本部 藤田力事務局長
  - ④ 憲法改悪阻止東京連絡会議 斎藤純一事務局長
  - ⑤ 革新都政をつくる会 中山伸事務局長
  - ⑥ 八王子市長選挙元候補者 白神優理子団員
- 3 選挙管理委員長の西原和俊団員から支部長選挙の報告と幹事選挙の説明があった後、森原康仁准教授による講演「2020年の経済情勢と政治変革の展望」が行われた（支部ニュース3月号1～4頁）。
- 4 野澤裕昭幹事長が議案書に沿った議案（活動報告、活動方針）を行った。安倍政権が様々な面で末期症状を迎えている状況でも改憲に執念を持っていることに警鐘を鳴らし、安倍改憲に終止符を打つ年にするたたかひをしていく強い呼びかけがあった。同時に団支部のセクハラPTの取り組みが着実に進んでいること等も挙げて、役員輩出を含めた団支部活動への結集の呼びかけもあった。
- 5 事務局長による決算報告、萩尾健太団員（渋谷共同法律事務所）による監査結果報告及び事務局長による予算提案があった後、山添拓団員（参議院議員）による情勢報告（支部ニュース3月号5頁）を経て、1日目の討論は以下のとおりであった（以下頁数は関連する特別報告集の頁）。

## ①「憲法をめぐる情勢」 白根心平団員（八王子合同法律事務所・事務局次長）

- ・選挙と国会、表現の自由、ヘイトスピーチ、中東情勢、団支部リーフ、第2次新横田基地訴訟等。

## ②「改憲発議に反対する全国緊急署名の取り組み」 青龍美和子団員（東京法律事務所）

- ・3000万人署名との相違、緊急署名の独自性、「生活の向上」が明記されている。
- ・緊急署名の目標を団支部の構成事務所で設定し、目標を達成したら、景品贈呈（憲法かるた等）はどうか。また、ソフトボール大会でのハンデを付ける等。

## ③「桜を見る会を追及する法律家の会」 泉澤章団員（東京合同法律事務所）

- ・法律家の会の設立の経緯、今後の動向、呼びかけ人賛同への依頼。

④「自衛隊中東派遣問題集会和検察官定年延長問題」 森孝博団員（渋谷共同法律事務所）

- ・一佐派遣の動機、武器使用の判断か、わざわざ危険な地域への派遣、憲法改正へ利用される危険性。
- ・検察庁法14条、法務大臣の検事総長指揮権と検事総長の法的立場。

⑤「自衛隊名簿提供問題アンケート」 野澤裕昭団員（旬報法律事務所・幹事長）

- ・住民基本台帳法上の4情報の提供が自衛隊法及び住民基本台帳法上違法ではないか。
- ・書面で交付するという行為は閲覧を認めるという住民基本台帳法の扱い以上ではないか。
- ・団支部としては、4情報を抽出して閲覧すること自体が違法なのではないかと考えているため、更に実務上の機器の扱いを基に法律上の問題を検討・研究する。

⑥「安保違憲訴訟東京地裁判決」（6頁） 島村海利団員（弁護士法人・響）

- ・全国の状況、東京地裁・福島地裁で提起され、順次全国へ。
- ・札幌・東京・大阪で1審判決が出ている。900頁以上の最終準備書面を出した。
- ・前橋地裁の証人尋問（宮崎前内閣法制局長官）において証人が違憲であることを明言。

⑦「福島原発避難者訴訟」（62頁） 岸朋弘団員（東京法律事務所）

- ・3月12日判決、初の高裁判決。悪いことは考えないでおこう。基本的には東京電力のみを被告。
- ・地裁判決は、損害論は、補償が支出されているため、賠償額については困難な状況である。実質的に東電の被害を否定しているような判断であるといえる。
- ・避難慰謝料、ふるさと喪失慰謝料は、地裁判決では区別せず、被害の実態を直視していない。原告本人尋問を追加、専門家証人も追加。

⑧「山添拓団員及び森原先生の話聞いて」 萩尾健太団員（渋谷共同法律事務所）

- ・国家公務員賃下違憲訴訟の弁護団、行政の法律に基づく運営の原則・政治的中立性が大事。
- ・憲法は勤労者の権利、雇用して働く者だけの権利ではないから広げていく必要性。

⑨「高江機動隊派遣違法住民訴訟判決」（9頁） 船尾遼団員（城北法律事務所）

- ・公金支出の適法性。違法行為を行うための公金支出の問題性。
- ・2016年12月東京地裁提訴。多数証人を尋問した。
- ・住民訴訟法上の違法は認定されなかったが控訴提起する。

6 2日目の討論は、特別報告（支部ニュース3月号）のほか、以下のとおりであった。

①「空襲被害救済の取り組み」 黒岩哲彦団員（北千住法律事務所）

- ・東京大空襲の被害について、判決は結論としては負けたが、戦争被害受忍論が判決文には出なかった、さらに立法で解決しろという話になった、そこで国会で運動をしている。
- ・北村誠吾議員は大臣なのに院内集會に参加、松島みどり議員、平沢勝栄議員等、自民党で広がり。
- ・運動としては今年限りという決意でやっている。

②「憲法巡る情勢と憲法フェスティバル」 並木陽介団員（旬報法律事務所）

- ・署名もあるが、「憲法フェスティバル」があるじゃないか！という方もたくさんいると思う。
- ・毎年テーマを設定して、講演会等、今年は「主権者になろう！」。
- ・チケットは行けなくても買える。支援をお願いしたい。

③「明治乳業争議・東京高裁判決と不買運動」（47頁） 金井克仁団員（東京法律事務所）

- ・1月30日の敗訴判決は、判断部分（除斥問題）1頁半しかない、ペラペラ判決。
- ・賃金差別なので毎年不当労働行為の申し立てをした、都労委の39件動かして解決したい。
- ・不買運動はお金使わなくて良い、「R1」「コロナ」と検索したらガセネタ出てくる。

④「NCNP・医療を守れ！手当廃止は許さない！裁判」（46頁） 加部歩人団員（東京法律事務所）

- ・NCNP（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）の手当廃止に差額請求。
- ・独立行政法人化するときに手当として分離されて、定額化、基礎賃金から外される。
- ・今回許すと全国に広がっていくおそれ、労働契約法10条違反。

⑤「KLMオランダ航空事件」 黒澤有紀子団員（東京南部法律事務所）

- ・大きく2つの事件、日本人を中心としたアジア人は有期、オランダ法上無期にはできない、労働許可が必要になるが、オランダ法上は無期にすると出ない、しかし、これが共産党の議員の国会答弁を通じ、嘘であると分かった。第3陣は労働契約法18条で無期転換したと争う。

⑥「メトロコマース事件東京高裁判決」（36頁） 青龍美和子団員（東京法律事務所）

- ・比較対象を正社員全体とした地裁判決の誤りを高裁判決が是正。
- ・4分の1認容の高裁判決が出た直後で相談が来た、最高裁判決で一部でも勝てばおそらく皆さんのところにも相談ある。
- ・今年4月からはパ有法施行。

⑦「郵政ユニオン・労契法20条集団訴訟」 伊藤安奈団員（旬報法律事務所）

- ・労働契約法20条に基づき一斉提訴、2月14日から18日、合計154人。
- ・ユニオンが東京・大阪高裁の判決を踏まえて、全体として処遇改善要求をしたが応じず提訴。

⑧「震災・原発被害をめぐる情勢と取り組み」 大住広太団員（東京南部法律事務所・事務局次長）

- ・震災原発被害者多いが、未解決、除染されていない、されていてもホットスポットが残存。
- ・実際に帰還を選択できる人はかなり限られており、周りは高齢者ばかり、社会として成り立たない。
- ・昨年は複数の集団訴訟判決、山形は国の責任を認めなかった、高裁係属の訴訟で結審・判決見込み。

⑨「ジェンダー問題について」 久保木太一団員（城北法律事務所・事務局次長）

- ・従前から団員個人としての取り組みがあったが、団支部としても位置付けて取り組むこととした。

⑩「少年法適用年齢引き下げ問題」 弓仲忠昭団員（たんぼぼ法律事務所）

- ・18歳引き下げ断念とあった、新潮によれば、潰した元凶は日弁連と公明党と朝日新聞。
- ・凶悪事件はあるが、事件自体は減っている、委員も今は有効に機能していると認めている。
- ・盗聴法拡大に比べたら日弁連も頑張っている。

⑪「羽田新ルート問題」 鳥海準団員（五反田法律事務所）

- ・総会中に弁護団の参加のお願いをして名乗りをあげていただいたがさらにもお願いする。
- ・羽田空港のハブ化、近時の問題として五輪、必要性の議論、増加する飛行回数の2%程度、この2パーセントをどう消化するか、一つは成田で吸収する、茨城空港もある。
- ・危険性の議論が実質、落下物の問題と落下の問題。

⑫「晴海選手村土地投げ売り住民訴訟」（82頁） 淵脇みどり団員（渋谷共同法律事務所）

- ・土地売却の際に審議会や都議会にかけなければならないが再開発という枠組みで脱法、一人三役。

⑬「ストップリニア訴訟」（68頁） 白根心平団員（八王子合同法律事務所・事務局次長）

- ・700名を超える原告、毎回大法廷を埋める。地域に密着した被害を訴えられるのは団ならではの。
- ・行政法百選掲載確実、環境法は動いている。20～30年後に環境法の大家となってみては。

⑭「ロースクール生、学部生に団を知ってもらう取り組み」 緒方蘭団員（東京合同法律事務所）

- ・団本部の将来問題委員会として議論、取り組み、団活動の魅力を早い時期から訴える。
- ・予備試験受験生に対する支援（勉強会）についても行う。

⑮「都政をめぐる情勢とたたかい」 大住広太団員（東京南部法律事務所・事務局次長）

- ・病院独立行政法人化、水道民営化、市場問題、I R、オリンピック、道路建設等、問題山積み。
- ・7月5日都知事選、候補者未だ未定であるが、都政を変えるチャンス。

7 討論を踏まえて、野澤裕昭幹事長が討論のまとめを述べ、また、今後の取り組みとして、安倍改憲に終止符を打つために全力を挙げること、このために全国緊急署名に積極的に取り組んでいくこと、全てのたたかいを安倍改憲阻止に結び付けて国政を変えることによって諸課題を解決すること、あわせて、都政を変えるたたかい、支部活動の強化が提起された。

8 その後、活動報告承認、活動方針決議がされ、決算報告承認・監査報告承認、予算決議がされた後、以下の特別決議が採択された。

- ① 「改憲発議に反対する全国緊急署名をやり遂げ、安倍改憲に終止符を打つために全力をあげる決議」
- ② 「危険な横田基地の強化に反対し、全ての米軍基地撤去を求める決議」
- ③ 「労働者保護の強化と社会保障の充実を求める決議」
- ④ 「ジェンダー・LGBT 問題に全力で取り組む決議」
- ⑤ 「大規模開発・大企業を優先する政治から、都民のための都政への転換を求める決議」
- ⑥ 「羽田新飛行ルート実施の白紙撤回を求める決議」

9 選挙管理委員長の西原和俊団員から支部長選挙の報告が改めてされた後、全ての幹事候補が幹事に選任されたとの報告がなされた。

10 そして、いったん第1回拡大幹事会が開催され、以下の役員及び事務局員の選任がされた。

支 部 長 黒岩 哲彦団員（北千住法律事務所・新任）  
幹 事 長 金 竜介団員（台東協同法律事務所・新任）  
事 務 局 長 中川 勝之団員（東京法律事務所・再任）  
事務局次長 白根 心平団員（八王子合同法律事務所・再任）  
同 久保木太一団員（城北法律事務所・再任）  
同 高橋 寛団員（旬報法律事務所・新任）  
事 務 局 員 奥住 広布

11 第1回拡大幹事会は終了し、議長団は解任となり、退任役員（小部正治前支部長、野澤裕昭前幹事長、大住広太前事務局次長）及び新任役員（黒岩哲彦支部長、金竜介幹事長（事務局長代読）、高橋寛事務局次長）の挨拶後、事務局長から閉会挨拶があつて閉会となった。



# 八王子市長選の経験をふまえ、 憲法擁護の闘いへの決意と意気込み

八王子合同法律事務所 白神 優理子

## 1. 市長選挙立候補の思い

私は2020年1月26日投開票の八王子市長選に立候補しました。

私が立候補を決断したのは以下の3つの理由からでした。

理由の一つ目は、憲法が生かされていない市政を転換することにあります。

私は八王子の地で弁護士として6年間活動してきました。様々な分野の事件に取り組んできましたが、悔しい思いをすることがたくさんありました。ある市内に住む高齢者の方からは、「国民健康保険税も医療費も高過ぎて、子どもたちにこんな大きな負担を負わせたくないから、私はもう死にたい。法的に問題なく死ぬことができる方法を教えて欲しい」という相談を受け、とてもショックを受けました。

豊かな里山を破壊する大型開発には数十億もの税金を注ぎ込む一方で、市民に自死を強いるような冷たい市政に対する怒り・悔しさを強く感じてきました。

理由の二つ目は、国政転換の出発点にすることでした。

八王子市は、首相の側近である萩生田光一議員のお膝元です。「八王子版お友達優遇政治」も週刊誌で話題になっています。今回の闘いで、お友達優遇と憲法破壊の安倍政権に対して痛打を与えたいという気持ちから決意しました。

最後の理由は、若手や女性、あらゆる市民が声を上げられる政治を足元から作りたと思ったからです。

なんと、八王子市長選では女性が立候補したことはかつてなく、私は初めての女性候補者でした。また36歳という年齢もこれまでの八王子市長選挙ではなかったことです。私が挑戦することで、若手や女性などあらゆる市民が、当たり前前に声をあげる社会を実現する希望をひらきたい。そのような気持ちで立候補を決断しました。

いずれにせよ、全ての理由が憲法を守り実現する政治へ転換したいということにつながります。

## 2. 訴えた公約

市長選挙では、「だれもが夢と希望をあきらめない」「あなたの八王子をあなたとつくる」をモットーに、①大型開発優先の政治転換、②市民の声を聞く政治への転換、③お友達優遇政治との決別、④国にはっきりとモノを言う政治への転換を訴えました。

市議会議員の皆さんの力を借りて、現在の八王子の予算で「今すぐお届け」できるプランを発表しました。

## 3. 大きく広がった共感の輪

日を追うごとに目に見えて共感の輪が広がりました。つながりのなかった団体が独自に応援を決めてくださったり、駆け寄って声をかけてくれる方々がどんどん増えました。

高校生や大学生たちが「給付型奨学金、いいね!!」と手を振って歓声を上げてくれる姿、障がい者

の集まりの代表の方やご家族から「橋の延伸工事に使う10数億円ものお金があるなら、障がい者への家賃補助を維持するべきだ」と強く訴えてもらった場面、「過労死のない日本を八王子から！」と連日応援に来てくださった遺族の方がマイクを握る場面、子どもたち・親たち当事者の声を聞いてこそ安心して遊べる公園を作ることができる、そんな市政に変えたいと緊張しながら語ってくれた20代の女性の凛とした声、「予算の数パーセントのお金でこんなにたくさんの子育てに役立つ政策が実現できるなんて、それを知っただけで希望が持てる。このチラシを配って希望を届けたい。」と語ってくれた子育て世代の女性の力強さ。そのひとつ一つが、「地方自治」「民主主義」とはこういうことなのだと私に教えてくれました。

ベテラン世代のチラシ作成と配布の力、若い世代の創意工夫にあふれたSNS戦略。新聞にも、現職は「大型事業の加速」と太字で記載され、こちらの訴えが最大争点として取り上げられ、論戦をリードしました。

これらの輪の広がりによって、立憲民主党と日本共産党が推薦、八王子生活者ネットワークが応援、新社会党が支持をしてくれることとなり、野党共闘も広がりました。

#### 4. 結果を受けて今後の取り組みへの決意

結果としては、選挙活動期間が2週間と5日という短期間であったにもかかわらず、4万7426名の方々から支持を得ることができました。現職は前回市長選時よりも1万5000票強を減らしました。

悔しい気持ちもありますが、次に繋がる大事な結果を勝ち取ることができ、一緒に声をあげた仲間やご支持いただいた多くの市民の皆さん、応援してくれた全国の皆さんへの感謝の気持ちでいっぱいです。そして広がった共感の輪に希望を感じています。

今回の市長選挙を機につながった若手の力で、市長選挙後に八王子で初めてのフラワーデモを開催することができ、今後も市内各所をフィールドワークし、声をあげていこうという新しい運動が生み出されています。

「嫌なことは嫌だ、こうして欲しいという願い、それを言うのが当たり前」「他者の思いをみんなで受け止め、実現のために語り合う場」、そんな場所が身近にたくさんあってこそ自己肯定感と主権者意識が生まれ、自信を持って今の政治を批判し、行動することができる、私自身の経験を通じて思います。

こういった場の必要性を、市長選挙を通じてさらに皆さんと実感することができ、その仲間の輪が広がりました。

この財産を握って離さず、足元からの「地方自治」「民主主義」「それぞれの願い」を実現する運動を広げることこそが、「上から勝手に憲法を変えようとする現政権の異常さ」、「何も変わらないという嘘を言い、実態は海外の戦争に日本の自衛隊を無理やり巻き込み命を奪う改憲内容であるというカラクリ」、「命と自由と暮らしを破壊する改憲を止める力が自分にあること」、これらと一緒に気づき、行動に立ち上がる希望をもたらすと確信しています。以上



# 砂川闘争65周年のつどいが開催されます

三多摩法律事務所 森田 めぐみ

今年立川基地拡張を阻止した砂川闘争が始まってから65周年の年です。

敗戦直後、日本軍の立川基地をアメリカが占領した際にも銃剣とブルドーザーで農民の土地が奪われ、基地拡張がなされていたのですが、さらに滑走路を伸ばそうとしたアメリカ軍とそれを守る警察に対し、地元の農民や市民だけでなく全国から支援に集まった労働者や学生が反対闘争を

繰り広げました。

「土地に杭を打たれても心に杭は打たれない」

を合い言葉に、非暴力・不服従を貫いた闘いは、基地拡張阻止という歴史的勝利を収めました。

この歴史的なたたかきを次の世代に語り継ぎ、横田基地や辺野古の新基地建設など基地反対闘争につなげていきたいという想いから、闘争が始まったとされる5月8日に65周年のつどいが開催されます。

若者など幅広い方に集ってもらいたいと、現在話題となっている横田空域についての著作もあるジャーナリストの吉田敏浩氏や、無言館の館長である窪田誠一郎氏の講演を企画しました。一日を通して充実の内容でお送りする今回の企画。ぜひ足をお運び下さい。

日にち：5月8日（金） 場所：たましんRISURUホール（立川市市民会館）大ホール

内容：13:00～18:15 ロビーにて展示企画

15:00～17:00 映画上映（無料）

- ① 「流血の記録砂川」
- ② 辺野古映画「ドローンの眼」

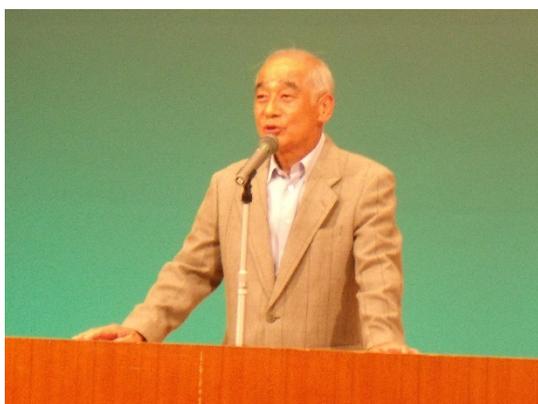
18:15～ 砂川闘争65周年のつどい

- ② 組曲「砂川」合唱（100人規模の砂川合唱団による）
- ③ 基調講演 吉田敏浩氏（ジャーナリスト）

③パネルディスカッション ④記念講演 窪田誠一郎氏（作家・美術評論家）

※つどいの参加は有料です（一般1,000円 学生・障がい者500円 中学生以下無料）

※新型コロナウイルスの影響により延期・中止の可能性がありますので、参加希望の方は三多摩法律の森田までご連絡ください。



## 退任・就任の挨拶

### 退任のご挨拶

旬報法律事務所 野澤 裕昭



幹事長に就任したのは2018年2月。3月に自民党が党大会で改憲素案を発表しいよいよ改憲に向けた動きが具体化する状況にありました。しかし、この2年間とにもかくにも安倍改憲を阻止することができてほっとしています。あるネット記事に自分の言動が政治を動かすことができると考える人間は政治的人間だというものがありました。それがいいかどうかはともかく、まさに自分のことを言われている感じがしました。団とはそういう人間がいられるところでありそこに大きな魅力があると思います。新入団員が減り、退団者が増え団の組織が小さくなっていく危機感がある会議で語られました。それに対し私はこの政治を変える可能性を実感できる組織であるところが団の魅力だと発言したことがありました。団は悪法阻止活動だけでなく人権活動によって社会を変えてきたというのが私の実感です。幹事長になってあらためてそのような団の活動に参加できたのは大きな喜びでした。

2020年は激動の時代の幕開けになると思います。政治経済だけでなく社会の仕組みが変わるきっかけになる年だと思います。コロナ禍もその一因になるかもしれません。団が時代の変化の大波の中で先進的な役割を果たすことが求められていると思います。まず、安倍改憲に終止符を打ち、そして平和と民主主義、人権を守る新しい政治をつくっていきたい、そのために団員として引き続き頑張りたいと思います。支部執行部、支部団員の皆さんに感謝いたします。2年間ありがとうございました。

### 退任のご挨拶

東京南部法律事務所 大住 広太

2018年2月から2年間、事務局次長（都政担当）を務めさせていただき、2020年2月22日付で退任しました、大住です。皆様には大変お世話になりました。

就任当時は、2018年中に憲法改正発議が懸念されており、都政においても小池都政の化けの皮がはがれ始めてきた時期、プライベートでは娘が生まれて1か月という混沌とした時期だったように思います。

それでも、団支部の活動はとても楽しく、充実したものでした。若手PTの立ち上げやHPの刷新、ブルゾンの作成など、新たな取り組みもすることができました。若手の状況に真摯に向き合い、支援を考えてくださった執行部をはじめとする団員の皆様のおかげと思っています。ありがとうございました。

都政関係では、様々な民主団体と会議をしたり、集会・行動をしたりと、とても刺激的な活動を行うことができました。首都東京における都政の在り方を正していくことは、まさに団東京支部が中心的役割を担う活動であり、非常に大きな意義を持つものと思います。私自身は、なかなか積極的に自ら首を突っ込んでいって問題を発見し、指摘していく、ということまではできませんでしたが、前任の船尾遼団員をはじめとする諸先輩方や各種団体の皆様に教えていただきながら、活動することができました。私自身、非常に勉強になった2年間でした。



私が在任していた2年間、次長が3名のみだったことは少し残念でした。もう少し分担し合えば、把握できた社会問題もあったのではないかと思います。若手の皆様は、ぜひ支部次長に名乗りを上げ、様々なつながりを作るとともに、今後の弁護士人生を豊かにしていただければと思います。

今後どうぞよろしくお願いいたします。

## 支部長就任のごあいさつ

北千住法律事務所 黒岩 哲彦

2020年2月の支部総会で小部正治前支部長から支部長を引き継ぎました。

1973年の自由法曹団東京支部の設立以来の伝統に学び、安部改憲を阻止し人権と平和を守る法律家団体として活動をする決意を固めています。

東京革新懇の事務局（室）長会議の「閉会のごあいさつ」で、弁護士や法律事務所の現状、とりわけ新人団員など後継者の世代継承の取り組みと法律事務所の経営問題をめぐる状況を率直にお話ししました。「ユニークな挨拶」だが「弁護士をめぐる状況を始めて聞いたが、実情がよく分かった」との感想をいただきました。労働組合や民主団体は高齢化と組織人員の減少など世代継承が重大な課題となっています。自由法曹団は青年運動や学生運動への協力などに積極的に取り組みたいと思います。



東京都知事選挙の取り組みでは、私自身は、過去の2回の都知事選挙で「希望のまち東京をつくる弁護士の会」の事務局長を担当しましたが、積極面と反省面が心に深く残っています。現在、浜矩子さん、五十嵐仁さん、永山和利さんの3氏の呼びかけで活動を始めた「市民と野党の共闘実現、小池都政の転

換 呼びかけ人会議」の運営委員として、市民と野党の市民と野党の共闘での都政転換の活動をしています。3月18日の衆議院議員会館での野党への要請の集いには、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社会民主党、生活者ネットの5党・会派が参加しました。れいわ新選組、新社会党、緑の党への要請活動もしています。都知事選挙で5野党・会派が足並みをそろえる可能性があることは、これまでの都知事選挙に比べても画期的なことだと思います。政策課題では、新型コロナ問題の中での都立・公社病院の独立行政法人化問題、危険な低空飛行問題、カジノ問題などで野党の政策的な一致への取り組みが重要だと思います。

私自身の活動報告ですが、全国空襲被害者連絡協議会の運営委員長として、第2次大戦末期のアメリカ軍による日本各地の空襲の民間被害者の救済法の立法運動に取り組んでいます。国会では自民党の河村健夫さんなどを中心として超党派空襲議連の結成にこぎつけ、議連は救済法骨子素案をまとめましたが、与党内に「戦後処理は終了した」との意見が強く、与党内の議論が進んでいません。戦後75年で被害者は高齢化しており、「今年が運動の最後の年」と位置付けています。

支部長・幹事長・事務局長・事務局次長と少数精鋭の執行部ですが、日々持てる力を発揮して奮闘していますので、よろしくお願いいたします。

## 幹事長就任のあいさつ

台東協同法律事務所 金 竜介

2019年のサマーセミナーで自由法曹団の後継者問題について議論しているときに聞いたある団員の発言が今でも印象に残っています。若い団員がレズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーの人権問題に取り組んでいるのを知ったベテランの団員が、なんでそんなものを行っているんだと軽視するように言った、それを見ていたその団員は、自由法曹団というのは、憲法9条と刑事弾圧、労働問題だけやってくればよい弁護士の集団なんだと感じたということです。

東京支部の活動を活性化するためには、若い団員に積極的に参加してもらうことが不可欠です。そのために若手が自由に発言をし、自分たちのやりたいことのために自由法曹団の力を利用できるようにしていくことが肝心だと思います。世界情勢を踏まえた平和のための活動も日本国内のマイノリティの人権を守るための行動もその重要性に変わりはありません。

石原都政の90年代に事務局次長を務めて以来の重職に就任しました。現代の情勢は予断を許すものとはいえ、東京支部の活動も楽なものとはならないでしょうが、楽しいと思える活動を実現したいと考えていますので団員の皆様よろしくお願いいたします。



## 事務局次長就任のあいさつ

旬報法律事務所 高橋 寛

### 1 はじめに

旬報法律事務所の70期の高橋寛（たかはし かん）と申します。支部総会の新任挨拶の際にも触れましたが、現在のような激動の情勢の中で事務局次長に就任したことに使命感、やりがいを自覚して任期を全うしたいと思います。

支部総会から約1か月が経ち、新型コロナウイルスの感染が拡大し東京オリンピックが延期となり、森友学園問題で自死された元財務省職員の手記が発表されるなど、情勢は更に動きを増しています。執行部だけでなく、団員の皆さんと力を合わせて、平和と民主主義、市民の生活と権利を守るために邁進いたします。何卒よろしくおねがいいたします。

さて、事務局次長の職務開始に当たり、任期満了の際に自らの活動を振り返るためにこの場をお借りして3点の目標というか希望のようなものを立てておきたいと思っております。



### 2 改憲の阻止

まず第一の目標は言わずもがな、安倍政権による改憲（発議）の阻止です。

昨年の参議院選挙で改憲勢力が参議院総議員数の3分の2を割り、憲法改悪からは一步遠ざかりました。また、現在の新型コロナウイルス感染拡大などの社会状況から、改憲発議は難しいだろうという見方もあります。

しかし、このまま、安倍首相・自民党が「なんとなく感染拡大危機を乗り切った」「なんとなくリーダーシップを発揮した」風な雰囲気を出し、その雰囲気にまみれ「なんとなく」の同意を取りつけて改憲発議に進んでいくというシナリオもあり得ます。こうした「なんとなく」の改憲発議を防ぐためにも、STOP改憲発議署名をはじめとした改憲阻止の活動に取り組み、笑顔で2年後の支部総会を迎えたいです。

### 3 サマーセミナーの参加者数50人以上を目指す

昨年（2019年）の団東京支部サマーセミナーは、過去最高となる43名が参加しました。私も同じ事務所の野澤前幹事長からお誘いをいただき初めて参加しましたが、討論も懇親会二次会も盛り上がりとても勉強になるとともに、自分自身も弁護団事件の活動報告や将来問題に関する発言ができ、自分の中での問題意識を深めることができました。

団員同士しの交流を深めるとともに、特に一人でも多くの若手団員に知識や経験を共有できるようにサマーセミナー参加のお誘いを積極的に行い、昨年を超える50人以上の参加を目指したいと思います。

一方で、普段の業務や弁護団活動などの合間を縫ってサマーセミナーへ参加することは、経済的基盤が確立していない若手にとって少なからぬ負担になることは否めません。その意味で、サマーセミナー参加者増の目標は若手支援とも関連していると言えます。残念ながら今のところ若手支援に関して私の中で具体的な案があるわけではありませんが、他の団員の皆さんとも協力して取り組んでいきたいです。

#### 4 ソフトボール大会の決行

3つ目は、目標というよりは願望のようなものですが、東京支部ソフトボール大会を円満に開催することです。

ご存知の団員の方もいらっしゃるかもしれませんが、私は学生時代から助っ人として東京支部ソフトボール大会に参加している生粋の東京支部ソフトボーラー(?)です。ですが、残念なことに近年は雨天により午後の試合が中止になったり、開催自体が中止になる事態に見舞われています。こればかりは天候次第ですが、私の任期ではソフトボール大会を円満に開催できたらいいなと思っています。

#### 5 結びに

雑駁ではありますが、目標のようなものを立ててみました。事務局次長としてやるべきことは多いですが、楽しみながら、ときには苦勞をいとわず、笑顔で任期を全うできるよう頑張りたいと思います。

よろしくおねがいたします。

## 新人紹介

弁護士法人・響 藤田 圭介

#### 1. 弁護士になった理由

私が弁護士になった理由は、社会の正義を実現するヒーローになりたいと思ったからです。

私は、幼いころからウルトラマンや仮面ライダー、戦隊ものなどのいわゆる正義のヒーローと言われるものが大好きで、将来は正義のヒーローのようなものになって多くの人を助けたいという思いがありました。

もっとも、幼いながらも上記の正義のヒーローは空想の世界のものなので実際になれないことは重々承知しておりました。

そんな折、祖父から「この国には唯一、正義を掲げて戦っていくお仕事があるや」といわれ、弁護士法1条を見せてもらいながら、弁護士は、社会正義を実現することを使命とする仕事であることを教わ



りました。弁護士法1条は私が初めて見た条文であるとともに、「社会正義を実現することを使命とする。」という言葉に強く感銘を受け、弁護士になって社会の多くの人たちを救いたいと思ったのが、弁護士を目指すきっかけとなりました。

もともと、実際に目指している最中は、司法試験などの勉強が苦しく、不合格も数回経験して、何度も何度も弁護士の道をあきらめようと思ったことはあります。時には、アルバイトでウルトラマンなどのヒーローの衣装を着る仕事をしたこともありました。しかし、このような見せかけのヒーローでは自分の気持ちは全く満足せず、実際に人々のために法律知識を使って、役に立ちたいという思いが強くあり、司法試験を続けていくことができ、ようやく弁護士になることができました。

実際に弁護士になった今となっては、初めて見た法律が弁護士法1条であったことについては、運命的な出会いのように感じております。

また、弁護士バッヂを付けている時は正義のヒーローになっているんだという自覚を持てるようにもなっております。

なお、祖父は法曹関係者でも、法律関連業種の間人でもなく、単に刑事ドラマが好きで知識をつけた人間です。

## 2. 自由法曹団に入った理由

私が自由法曹団に入った理由は、戦う集団の中で切磋琢磨し、社会正義を実現したいという思いがあったからです。

私は、司法試験の勉強の中で一番興味関心を持った科目は憲法でした。国家権力からの規制に対して、人々の権利・自由をどのように保護することが公共の利益との関係で合理的であるかどうかを考えることに面白味を感じていました。そもそもの法律の勉強を伊藤塾に通って学び、伊藤真先生の影響を受けたという経緯もあります。やはり国家権力や上位階級の者たちから人々の権利・自由を保護し憲法の価値を実現することが社会正義の実現にかなうことだと考え、弁護士になり日々国家権力・上位階級の者たちに対して戦っていきたくて思いました。そして、その憲法の価値を実現するために日々戦って、幾多の判例を作り上げてきた集団が、自由法曹団であると思い、そのような集団で自分も切磋琢磨していきたくて思ひ、入ることを決めました。

# 新型コロナウイルス関連の相談に関する アンケート&4.6無料ホットラインにご協力を！

事務局次長 高橋 寛

既にFAXニュースでもご案内しましたが、改めてご案内します。

## 1 情報共有アンケート

今般、新型コロナウイルスの感染拡大により、内定取消や自宅待機などに関する労働相談や個人事業主、中小企業からの経営相談が増えているとの声が上がっております。また、労働組合や他の法曹団体においても新型コロナウイルス関連の労働相談や法律相談のホットラインが行われています。

そこで、自由法曹団東京支部において、団員各位が経験した新型コロナウイルス関連の法律相談の情報共有を行い、団員各自が解決やアドバイスの参考にできるようにアンケート調査を実施することとしました。

アンケートの回答（FAXかメールでお願いします）に関しては、適宜、自由法曹団東京支部で集計を行い、個人や団体を特定できない形で公表することを予定しております。

団員の皆様におかれましては、ぜひ御協力くださいますようお願いいたします。

相談種別	職種	相談概要	回答内容・こう答えればよかったという内容
(例) 労働 ・賃金	(例) 飲食業	(例) 職場から「コロナの影響で売上が大きく落ちているから、従業員の給料を下げる。」と言われ、給料が2万円減らされた。	(例) 合意によらずに労働条件の不利益変更はできないことを説明し、継続相談とした。

## 2 新型コロナ感染症無料ホットライン

こちら各種団体で取り組まれているかと思いますが、東京地評、東京社保協加盟団体とともに団支部も取り組みます。少しの時間でも構いませんのでお越し下さい。宜しくお願いします。

日 時 4月6日(月) 10時～18時

電話設置場所 東京地評会議室(東京労働会館(ラパス)5階)

対 象 労働者、中小零細業者、学生(就活生、内定者)、子育て世帯の方等

# 4月23日上野地域幹事会にご参加下さい

幹事長 金 竜介

今期は可能な限り、地域に出て行って幹事会を行いたいと思っています。

最初の地域幹事会は、恐縮ですが、私の地元上野は、東上野区民館で行います。

安倍改憲や新型コロナウイルス関連といった情勢の討議のほか、ヘイトスピーチ問題、原発問題についての報告も準備しておりますので、お近くであればもちろん、なくてもお越し下さい。

当初は、通常の5時まで会議、引き続き、駅前で街頭宣伝、懇親会を予定しておりましたが、情勢を踏まえて4時ころを目途に終了して解散としたいと思います。

※更なる情勢の変化によっては、区民館全体閉館となり、場所変更ないし幹事会自体の中止もあり得ますので、その際にはご連絡しますが、ご了承下さい。

日時：4月23日(木) 午後2時～午後4時ころ

場所：東上野区民館

(JR上野駅から徒歩5分、地下鉄日比谷線・銀座線上野駅から徒歩3分、地下鉄銀座線稲荷町駅から徒歩5分)

# 新型コロナウイルス対策の抜本的強化を求めるとともに「緊急事態宣言」に反対する声明

安倍政権は、新型コロナウイルスの感染拡大への対策として、緊急対応策（2月13日）を打ち出し、さらには第2弾の緊急対応策（3月10日）を打ち出して、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等を講じようとしている。

しかし、その規模は予備費の枠内であってきわめて不十分であり、現在審議中の来年度予算の修正を行って対策の抜本的強化をすべきである。

まず、感染拡大防止策と医療提供体制の整備については、検査対象を広げ、無保険者を含めた国内の居住者・在留者が身近な医療機関で本人負担なしの検査と治療が受けられるようにすべきである。感染拡大の長期化も予想されることから、感染拡大防止策の中心的な役割を担う公立・公的病院の人的・物的体制を強化すべきである。同時に、安倍政権に対しては、公立・公的病院の再編統合の方針、東京都に対しては、都立病院の独立行政法人化の方針をそれぞれ直ちに撤回することを求める。

また、学校の臨時休業については、専門家会議に基づかない安倍首相の政治的判断による要請でなされ、その経緯自体が問題であるが、小学校等の臨時休業により職場を休まざるを得なくなった保護者や影響を受けた事業者への支援、補償等は当然であり、さらに、有給の病気休暇の法制化等、労働者が休みやすい環境整備を充実すべきである。

こうした安倍首相の政治的判断による学校の臨時休業に伴ういわば自ら招いた課題へはきわめて不十分ながら対応がなされようとしているが、国内外の観光業やイベント関連事業は壊滅的打撃を受けており、町の飲食店に至るまで景気が落ち込み、それらに伴って解雇・内定取消、雇止め等も発生しつつあるが、対策はあまりに貧弱である。労働法令遵守の周知徹底はもちろん、既に打ち出された無担保・無利子の融資、雇用調整助成金の補助のさらなる拡大、いわゆるフリーランスに対する所得補償制度の創設、さらには消費税減税等、市民生活、中小企業の経営に対する全面的な支援の強化が必要である。

こうした中、事態の変化に即応した緊急措置等として、3月13日、新型コロナウイルスを対象に加える改定新型インフルエンザ対策特別措置法が参議院本会議で可決・成立し、翌14日に施行されたが、これに断固反対し厳重に抗議する。

改定特措法は、首相が「緊急事態宣言」を発令すると、都道府県知事に外出自粛、施設の使用制限等の要請、医薬品や食品の収用等の権限が与えられるとしており、憲法が保障する基本的人権が広範に制限されることとなる。制約が規定の「必要最小限度」とされる保証はなく、人権制限に対する救済措置や経済損失を補償する仕組みもない。しかも、このような重大な「緊急事態宣言」の発令要件は不明確で、国会の事前承認も不要とされている。さらに、指定公共機関であるNHKに首相が必要な指示が来るとされ、放送内容への指示の危険性もある。こうした問題について再度徹底審議し、再改正等すべきである。

そもそも、緊急に求められることは先に述べたような対策の抜本的強化であり、それをしないでおいで強権的措置を講ずることではない。安倍政権は緊急事態条項を盛り込む改憲を狙っており、その布石としての特措法改定としか考えられない。それでいて過去の災害対応からみても、安倍政権は危機管理

に対応する能力が乏しい。これまで安倍首相は様々な問題で独断的・場当たりの判断を繰り返し、学校の臨時休業もそうであるが、そのような安倍首相による「緊急事態宣言」が招く事態の方こそ危険極まりないのである。

自由法曹団東京支部は、市民生活、中小企業の経営に寄り添った新型コロナウイルス対策の抜本的強化を求めるとともに、特措法改定と「緊急事態宣言」に対して断固反対して同法の再度の徹底審議と再改正等を求めるものである。

2020年3月18日

自由法曹団東京支部幹事会

## 3月幹事会議事録

### 1 国内外の情勢

#### 1 国際情勢

3月 7日 国連開発計画（UNDP）発表。日本は女性に何らかの偏見を持つ人が男性の73%、女性の65%で、先進七カ国（G7、ただしイタリアは調査対象外）で男女ともに最も高い割合。

#### 2 国内情勢

##### 【新型コロナウイルス】

2月27日 安倍晋三首相が3月2日から全国の小・中・高校、特別支援学校を春休みに入るまで臨時休校とするようにと、各都道府県の教育委員会などを通じて要請。

3月 5日 日本が韓国、中国からの入国制限措置を発表。

3月13日 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正（3月14日施行）。

※ 声明案「新型コロナウイルス対策の抜本的強化を求めるとともに「緊急事態宣言」に反対する声明」

コロナ電話相談の状況…危険負担に関する相談が複数寄せられた。翻訳業務、運送業。

東京支部としてどのような見解をもつか、どのような問題を共有するかということが緊急に求められている。実態把握として、問題状況を正確に把握することは重要である。

##### 【裁判】

3月 7日 東京医大入試女性差別裁判判決 得点調整は違法、受験料返還義務（東京地裁）

3月10日 ミャンマー・カチン民族の難民不認定処分取消+難民認定義務付け等の判決（東京地裁）

3月12日 原発事故避難者訴訟 慰謝料額を一審より増額（仙台高裁）  
避難を余儀なくされ故郷を奪われた福島県の双葉、楢葉両町などの住民。

3月12日 実の娘に性的暴行、逆転有罪（名古屋高裁）。

3月17日 原発事故避難者訴訟 原審の賠償額3分の1の控訴審判決（東京高裁判決）  
長期の避難生活を強いられた福島県南相馬市小高区の住民。

##### 【検察庁法改正】

3月13日 国家公務員の定年延長にあわせ、検察官の定年を63歳（検事総長のみ65歳）から65歳に段階的に引き上げる検察庁法改正案、国会に提出。63歳

以上は高検検事長や地検検事正といった要職に就けないとしつつ、政府が判断すれば特別にそのポストにとどまれるとする。

## 2 今後の取組と検討事項

### 1 憲法・平和

#### (1) 平和の樹リーフ

- ・普及状況
- ・本部リーフの普及状況

#### (2) 3000万人署名の取り組み

- ・2020年1月～ 新署名スタート 各事務所独自の目標設定状況。  
書名が新しくなったことの周知が必要。

※ 3000万人署名を集めた時期以降に入った新人事務局や弁護士とともに取り組む。新しく入った方にとっては初めての大型署名ということで、前向きに取り組むという構えが重要。

#### (3) 自衛隊員募集名簿協力問題

↓

自治体関係者と連絡し懇談する機会を持つ。

- ※ 3月27日（金） 午前10時を目途に自治体住民課担当者にヒアリング。  
実践的な獲得目標を確認した方がいいとの意見。

#### (4) 「安倍9条改憲」阻止の後をどうするか。

2021年度の東京支部の企画検討。

#### (5) 「桜を見る会」を追及する法律家の会

※1000人の法律家で安倍首相に対する法的取り組みを検討中。

#### (6) 第13回地方自治研究集会

分科会 セーフティネット 生活保護

講師依頼あり

3/27 第1回運営委員会

12月20日開催

### 2 労働

- ・教員の変形労働時間制導入問題

19日、教員の変形労働時間制導入成立。2021年度導入予定。

- ・新型コロナウイルスに伴う休職に対する対応

### 3 都知事選挙

- (1) 市民と野党の共闘実現、都政転換（呼びかけ人 浜矩子、五十嵐仁、永山和利、小林節）  
運営委員：尾林芳匡

※野党呼びかけ、立憲民主党、日本共産党、国民民主党、社民党、東京生活者ネット。静岡での共闘の経験。メディアも取材にきた。

れいわ新撰組は、政策の合意・一致を重視している。

(2) 野党の共闘で都知事選挙を（立憲民主、国民民主、共産、社民、生活者ネットの5党・会派

#### 4 支部運営

(1) 情報共有、情報発信の強化

- ・HP アクセス状況
- ・フェイスブック
- アカウント等を共有 投稿状況

(2) セクハラ対策PT

- ・支部セクハラ相談窓口のパンフレットを作成する。

(3) 若手PT

- ・本部企画 4/17 新人・若手向け弾圧学習会

(4) 団支部MLの運営状況

(5) 事務局次長

#### 5 幹事会活性化

#### 6 支部ニュース

#### <幹事会等の日程>

- 4月23日（木）午後2時～ 上野地域幹事会
- 5月20日（水）午後2時～ 団支部事務所
- 6月25日（木）午後2時～ 地域幹事会（予定）
- 7月29日（水）午後2時～ 団支部事務所
- 8月21日（金） サマーセミナー
- ～22日（土）
- 9月24日（木）午後2時～ 団支部事務所
- 10月22日（木）午後2時～ 団支部事務所
- 10月30日（金） ソフトボール大会
- 11月26日（木）午後2時～ 団支部事務所
- 12月17日（木）午後2時～ 団支部事務所
- 2021年
- 1月21日（木）午後2時～
- 2月26日（金） 支部総会
- ～27日（土）

※9月以降の幹事会についても地域幹事会の設定検討中

全国弁護士グループの先生と職員の間さまをお守りします！

## 全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずフイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の処方に基づく自賠責療育対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の障害等級が認知症含む**による就業不能も補償します。

#### ＜月給保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、補償期間1年、保険期間1年、障害補償金返戻率特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最大70歳まで長期に補償**します。 ※医師の処方に基づく自賠責療育対象
- 所定の障害等級が認知症含む**就業障害も補償します。 ※最大2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価増税の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

＜月給保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、障害補償金返戻率特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	支払対象外期間	372日型		737日型	
		男性	女性	男性	女性
満25～29歳		994	875	950	843
満30～34歳		1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳		1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳		2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳		3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳		4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳		6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳		6,956	6,593	5,731	5,454

※本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### ＜取次代理店＞

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 榎本ビル3F  
TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)  
(受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時まで)

#### ＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン 日本興亜株式会社 団体・公務員特約 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL: 03-3349-5401 FAX: 03-6388-0160  
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(GJNK18-08897、平成30年11月6日)